

平成 27 年 3 月期決算法人において注意すべき 3 ポイント

3 月決算法人は税制改正後、初の適用となる項目がある決算月となります。
多くの企業で税額計算上、確認が必要となる主要な項目を 3 点まとめてみました。



復興特別法人税の廃止

東日本大震災による復興支援に必要な財源確保のため平成 24 年 4 月から 3 年間、法人税額に 10% の税率を乗じて計算した金額が復興特別法人税として課せられていました。

しかし、「代替財源の確保の目処がたった」「消費税増税による消費縮小への対応」といった理由から、1 年前倒して廃止されております。

注意すべき点としては、復興特別法人税は廃止になっていますが、復興特別所得税は継続(2037 年まで)されているため、法人が受取る利子や配当については、これまで通り復興特別所得税 0.315% が控除されている点です。

今後は復興特別所得税は所得税と合算して法人税申告書別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書の「所得税額」に記載することにより、法人税から控除することになりますので、集計漏れに注意が必要です。

交際費課税の改正

交際費については、大企業にとっては大きな影響がありますが、多くの中小企業にとっては殆ど影響のない改正となっています。大企業と中小企業に区分してご説明いたします。

大企業・・・資本金が1億円超の企業

大企業はこれまで交際費は全額損金にすることが出来ませんでした。

平成 27 年 3 月期からはこれが緩和されることとなり、飲食費の 50% 相当額は損金として認められることになりました。

改正前: 全額損金不算入



改正後: 損金算入限度額を超える部分が

飲食費の 50% は損金算入

損金不算入

大企業としては、接待での飲食利用の機会が増え、外食産業にとっては大きな特需が期待できそうです。

中小企業・・・大企業以外

A、800万円までは全額損金算入（これまで通り）

B、大企業と同じ

AとBを比較して有利な方を選択できるようになりました。

新たな選択肢であるBを選択した方が有利になるケースは1600万円以上飲食費に利用した場合になります。中小企業で接待のための飲食に1600万円以上利用するという企業はかなり限られてくると思われます。

よって、中小企業ではほとんど影響のない改正とされています。



所得拡大促進税制の拡大

所得拡大税制は、給与等の支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、法人税額より一定額税額控除できる制度です。

この制度は既に始まっていましたが、H27.3月期ではその適用要件が緩和され、利用できる企業が増えることが想定されています。

そこで、要件について手順をおってご説明いたします。（3月決算法人を前提）

手順1 下記A・B・Cの各期間について、役員及び親族を除く国内の事業所に勤務する全ての従業員に支給された給与等の総額を集計します。

A 平成24年4月1日～平成25年3月31日

B 平成25年4月1日～平成26年3月31日

C 平成26年4月1日～平成27年3月31日

チェック1

Cの期間の総額がAの期間の総額より**2%**以上増額していること！
前年までは5%でした。

チェック2

Cの期間の総額がBの期間の総額以上であること！

上記チェック1・2について満たしている場合



手順2 上記B・Cの各期間について、継続雇用者の給与総額及び延べ人数を集計し、各年において平均を算出します。

継続雇用者とはB及びCの両方の期間において給与等の支給を受けた従業員のことを示します。

例えば、Cの期間に入社した人やBの期間に退職した人は除きます。

チェック3

Cの期間の平均がBの期間の平均以上であること！

3つのチェック項目を満たした場合チェック2で計算した増加額の10%を法人税額より税額控除することができます。

3月決算のポイント！！

3月決算法人については、平成26年3月期において、改正前の要件を満たさなかったものの、改正後の基準であれば要件を満たしていた場合、H27年3月期でH26年3月期分を上乗控除できる制度があります。

平成27年度の適用の有無を確認するとともに、平成26年度において適用を受けていなかった場合には、新要件のもとでの適用の有無確認もあわせて行ってください。

